

事 務 連 絡
平成 31 年 1 月 9 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
労 働 部

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より本会の事業活動の推進にご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年 3 月に「働き方改革実現会議」で決定された「働き方改革実行計画」において、働き方改革の実現に向けた取組が示され、平成 30 年度第 2 次補正予算が成立した場合、最低賃金が低い一部の地域において、業務改善助成金をより一層活用できるよう、30 円コースの助成率が引き上げられます。

今般、厚生労働省労働基準局より、本助成金の申請期限が平成 31 年 1 月 31 日までを予定していることから、別添「業務改善助成金」の拡充リーフレットによる周知依頼がありました。なお、申請受付は平成 31 年 1 月 4 日から可能です。

つきましては、貴会会員企業の皆様への周知下さいますようよろしくお願い申し上げます。

以 上

担当：労働部 又木